

## 紀北町障がい者活躍推進計画

機関名	紀北町、紀北町教育委員会
任命権者	紀北町長、紀北町教育委員会教育長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
障がい者雇用に関する課題	<p>令和元年6月1日現在における障がい者雇用の法定雇用率は、2.5%で、実雇用率については、法定雇用率を上回っています。今後、職員の高齢化に伴い退職等も考えられるため、計画的に募集・採用を行う必要がある。</p> <p>また、町長部局と教育委員会は連携して障がい者雇用に関する各種取組を実施する必要がある。</p>
目標	
1. 採用に関する目標	<p>町長部局及び教育委員会</p> <p><b>【実雇用率】</b>（各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上（評価方法）毎年の任免状況通報により把握し、進捗管理を行う。</p>
2. 定着に関する目標	<p>町長部局及び教育委員会</p> <p>不本意な離職者を極力生じさせない （評価方法）毎年の任免状況通報の際、前年度採用者の定着状況を把握する。</p>
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	<p>町長部局及び教育委員会</p> <p>○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>○障害者職業生活相談員（職員係担当者等）を選任し、障がいのある職員の相談窓口を設置し、庁舎内掲示等により周知する。</p> <p>○障害者職業生活相談員として選任しようとする職員が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講する。</p>
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>町長部局及び教育委員会</p> <p>○身体障がい等により、従来の業務遂行が困難となった障害のある職員からの相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>町長部局及び教育委員会</p> <p>①職務環境</p> <p>○相談窓口への相談のほか、人事評価の面談の際、必要に応じて障がいのある職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握し、その内容を踏まえて検討を行い、必要に応じて措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障がいのある職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適</p>

	<p>切に実施する。</p> <p>②募集・採用</p> <p>○障がいのある職員の募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定すること。</li> <li>・「自力で通勤できること」といった条件を設定すること。</li> <li>・「介助者なしで業務遂行が可能」といった条件を設定すること。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること。</li> <li>・特定の就労支援施設からのみ受入れを実施すること。</li> </ul> <p>③働き方</p> <p>○時間単位の年次有給休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。</p>
4. その他	<p>町長部局及び教育委員会</p> <p>○「国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律」に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がいのある人の活躍の場の拡大を推進する。</p>